

(別紙)

代替交通（乗り換え型予約乗合タクシー）

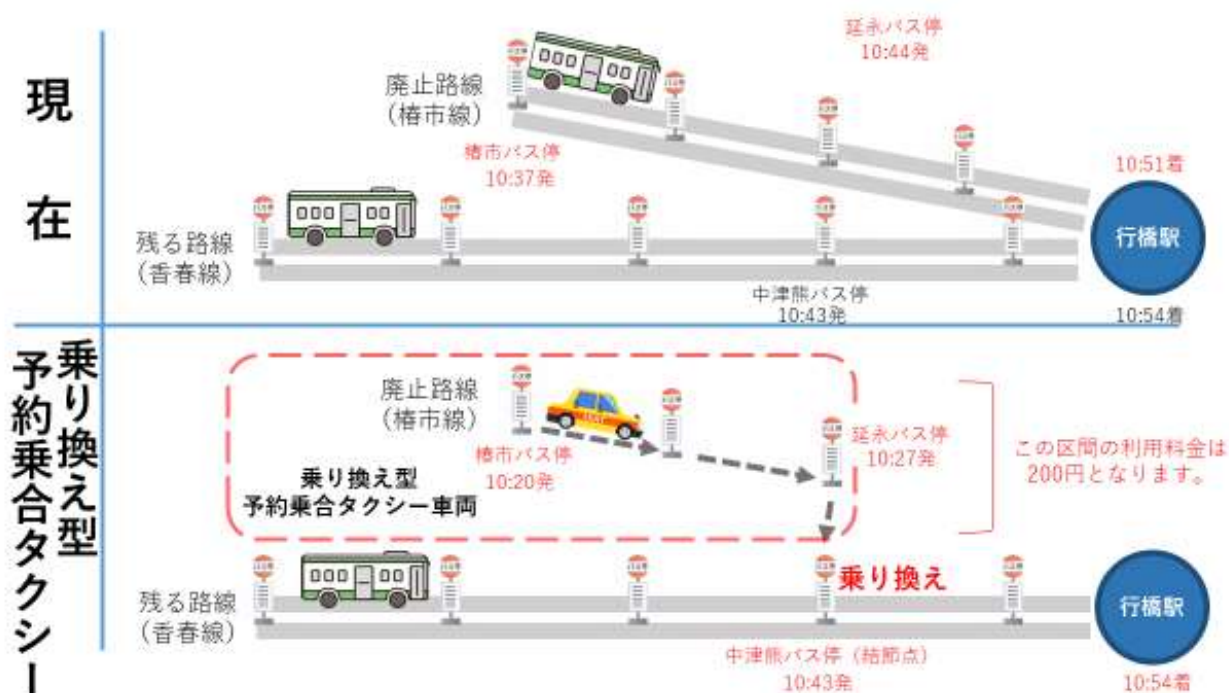
●乗り換え型予約乗合タクシーとは

令和7年10月1日より廃止となる市内バス路線（前田ヶ丘線、椿市線、白川線、矢留線、行事線）において、利用者の生活交通を確保するため、バス路線と予約制の乗り合いタクシーを組み合わせた「乗り換え型交通」を運行するものです。

【運行内容】

- ・廃止される路線のバス停において、予約したタクシーに乗車し、残る路線に接続するバス停で下車していただきます。その後、残る路線のバスに乗り換えていただき、目的地のバス停に移動していただくものです。
※乗合タクシーの運行区間については、通常のタクシーとは異なり、バス停～バス停の区間のみの運行となります。
- ・乗車しようとするバス停の時刻表を確認し、前日の17時までにご自身でタクシー会社に配車の予約をしていただきます。
- ・同じ路線上で同じ時刻に予約が複数あった場合、乗合タクシー1台あたり3名を上限に同乗していただきます。
- ・路線バスと同じように、時刻表を定め、今までと同じバスルートを行します。乗車・下車場所は、廃止となるバス路線にある既存のバス停です。

イメージ図（椿市線の場合）



※乗合タクシーの時刻は今後決定いたします。